

## 別表第17（第67条第1項及び第82条第1項）

## 地下水の採取量及び水位の測定方法

## 1 地下水の採取量の測定

## (1) 測定方法

水道メーターのうち口径が350mm以下のもので、かつ、計量法第71条の規定による検定に合格した測定器を揚水施設ごとに設置することにより、測定するものとする。

## (2) 測定日等

毎日1回、一定の時刻を定めて測定するものとする。

## 2 地下水の水位の測定

## (1) 測定方法

ア 次に掲げる測定器のうちいずれかを設置し、揚水施設ごとに測定日において当日の地下水の採取を開始するため、揚水施設を稼働させようとする直前の時点及び当日の地下水の採取を終了させるため揚水施設を停止させようとする直前の時点の水位を測定するものとする。

(ア) 静電容量式水位計

(イ) 触針電極式水位計

(ウ) フロート式水位計

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、市長が特に認める種類の水位計

イ 扬水施設の停止時間を十分に確保できない場合には、観測用の井戸等により水位の測定をするものとする。

## (2) 測定日

毎月第1月曜日（休業日に当たること等により測定できない場合は、その翌日）とする。

## (3) 自由地下水の水位の測定

1日当たり250m<sup>3</sup>以上の地下水を採取する事業所については、自由地下水の水位も測定するものとする。